

医療法人社団シリウス会整形外科メディカルパパス 通所リハビリテーション 運営規定

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパス（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）

の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対して適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所リハビリテーション（以下「通所リハビリ」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図るよう努めるものである。

第3条 通所リハビリの事業は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、当該利用者に対し適切なサービスを提供するものである。

(事務所の名称等)

第4条 事業を行う事務所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称、 医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパス
通所リハビリテーション（通称 デイケアセンター ワーズワース）
- 二 所在地、 栃木県栃木市大平町西水代1943-1

第2章 従業者の職種、人員数および職務内容

(従業者の職種、因数及び職務内容)

第5条 事務所に勤務する職員の職種、因数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者（施設長） 1名（兼務）
管理者は、事務所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 医師 常勤1名以上（兼務）
医師は、利用者に適切な医療を提供する。
- 三 理学療法士 1名以上（専従）
理学療法士は、通所者のリハビリテーション指導を行う。
- 四 看護職員 1名以上（専従）

看護職員は、利用者の健康管理及び適切な処置を行う。

五 介護従事者 5名以上（兼務）

介護従事者は、運営基準に従って利用者の介護を行う。

第3章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

一 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、法令で定められた休日は除くものとする。

二 営業時間

原則的に午前9時～午後5時とする。

三 休日

祝日、夏季8月13日～16日、冬季12月31日～1月3日

第4章 利用定員

（利用定員）

第7条 事業の定員は、80人とする。

（定員の遵守）

第8条 災害等やむを得ない場合を除き、通所定員を超えて通所させない。

第5章 通常の事業の実施区域

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は、【栃木市】（大平地区）全域、（栃木地区）万町・倭町・旭町・室町・城内町・神田町・本町・日ノ出町・沼和田町・河合町・片柳町・湊町・富士見町・境町・平井町・菌部町・入舟町・祝町・柳橋町・箱森町・小平町・錦町・嘉右衛門町・泉町・大町・昭和町、（岩舟地区）静・下津原・豊岡・鷺巣・五十畑・和泉・静戸・静和・曲ヶ島・新里、（藤岡地区）赤麻・大前・富吉・中根・蛭沼・緑川・部屋、【小山市】上初田・下初田・南小林・上泉・下泉・押切・大川島・生駒・小袋・下河原田とする。ただし、家族等が自ら送迎を行う場合はこの限りではない。

第6章 指定通所リハビリテーションの事業の内容

（受給資格等の確認）

第10条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサー

ビスを提供する。

（サービス提供の決定）

第 1 1 条 通所リハビリは、要介護認定審査を受けた要介護者または要支援者であって居宅にある者のうち、認知症対応型共同生活介護または特定施設入所者介護を受けていない者に提供する。ただし、前述の介護を受けている者であっても、その事業者の負担により通所の利用の希望があった場合にはこの限りではない。

（心身の状況等の把握）

第 1 2 条 事業者は、指定通所リハビリの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第 1 3 条 事業者は居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリを提供しなければならない。

（居宅介護支援事業者等の連携）

第 1 4 条 事業者は、指定通所リハビリを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業者は、指定通所リハビリの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第 1 5 条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第 1 6 条 事業者は、指定通所リハビリを提供した際には、当該指定通所リハビリの提供日及び内容、当該指定通所リハビリについて介護保険法第 4 1 条 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける通所リハビリサービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

（健康手帳への記載）

第 1 7 条 事業者は、提供した指定通所リハビリに関し、利用者の健康手帳（老人保健法第 1 3 条の健康手帳をいう。以下に同じ。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第18条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所リハビリの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(法廷代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 事業者は、指定通所リハビリの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行なう。

(利用者に関する保険者への通知)

第20条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付いてその旨を保険者である市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第21条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第22条 指定通所リハビリテーションの方針は、次の掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第23条 医師及び理学療法士、その他専ら指定通所リハビリの提供

に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明しなければならない。

3 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画がされている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 通所リハビリ従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(調査への協力)

第24条 事業者は、提供した通所リハビリテーションサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定通所リハビリが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうように努める。

(相談及び援助)

第25条 利用者またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

(勤務体制の確保等)

第26条 事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリを提供できるよう、指定通所リハビリ事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、指定通所リハビリ事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所リハビリを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 医師等の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を次の通りに設ける。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

(協力医療機関等)

第27条 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

緊急時の対応方法

- ①担当医師及び併設診療所医師が対応する。
- ②専門治療が必要な場合は、他医に紹介する。
- ③主治の医師に連絡する。

第7章 利用料その他の費用の額

(利用料などの受領)

第28条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所リハビリに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所リハビリ事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所リハビリに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 指定通所リハビリに通常要する時間を超える指定通所リハビリであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用
- 三 食材料費
- 四 前各号に掲げるもののほか、通所リハビリの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 事業者は前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 上記利用料に関しての具体的な額は、別途「利用料金表」を提示する。

(利用料に含まれない費用)

第29条 前条に規定される利用料には、協力医療機関から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

第8章 通所に当たり、利用者が留意すべき事項

(利用資格の確認)

第30条 利用者は通所申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び

要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

（保証人の設定）

第31条 利用者は通所に際して、事業所が用意する利用申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提供するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

（日課の励行）

第32条 利用者は、関わる専門職多職種が協働で作成した通所リハビリテーション計画に基づいた日課を励行し、集団リハビリテーションの秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び早退）

第33条 利用者が外出・早退を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（衛生保持）

第34条 利用者は、施設の清掃、整頓、その他環境衛生の保持のために事務所に協力する。

（禁止行為）

第35条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 他人の人権や、人格を否定するような言動や攻撃をすること。
- 二 けんか、口論、泥酔、恫喝、性的な言動・行動などでの他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事務所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 六 同時に利用している他の利用者に関する秘密を、漏らすこと。
- 七 飲食物等を他の利用者へ渡すこと

2 上記各号に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

（利用者停止の勧告）

第36条 1 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業者は利用者及びその保証人に利用の停止を勧告する場合がある。

2 サービス提供契約書および通所リハビリテーション計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を勧告し利用の停止を勧告する場合がある。

3 利用者が当該通所リハビリの対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により利用の停止を勧告する場合がある。

第9章 非常災害対策の計画

(非常災害対策)

第37条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第10章 その他事業の運営に関する重要事項

(揭示)

第38条 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を揭示・閲覧可能な形で備え置くこととする。

(秘密保持等)

第39条 事業所の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 指定居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第40条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護被保険者に対して当該通所リハビリを紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第41条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、介護従業員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込み者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第42条 事業者は正当な理由なく通所リハビリの提供を拒んではならない。

(サービス提供の困難時の対応)

第43条 事業者は、当該指定通所リハビリ事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリ事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第44条 指定通所リハビリの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合にあって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(広告)

第45条 指定通所リハビリテーション事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものを広告しない。

(苦情処理)

第46条 提供した指定通所リハビリに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

一 電話 0282-45-2201

二 FAX 0282-45-2207

担当 岸 香代子

2 提供した指定通所リハビリに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうよう努める。

3 提供した指定通所リハビリに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

(事故発生時の対応)

第47条 利用者に対する指定通所リハビリの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定通所リハビリの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第48条 指定通所リハビリ事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリの事業の会計

とその他の事業の会計を区分する。

2 介護老人保健施設の指定が、介護保健施設である介護老人保健施設と居宅サービスである通所リハビリテーション事業所と短期入所療養介護事業所の3種に関して一括になされていることに鑑み、人件費及び食材料費、水道光熱費、地代家賃等に関しては、それぞれ提供食数や収入額等の適切な指標を用いて按分するものとする。

(記録の整備)

第49条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定通所リハビリの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存する。

3 指定通所リハビリの提供に関して、書面で行うことが規定又は想定されるものについては、作成・保存については書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。また、交付、説明、同意、承諾等のうち書面で行うことが規定又は想定されるものについては、利用者及び家族の承諾を得て、書面に加えて、電磁的方法で行うことができるものとする。

(緊急時等の対応)

第50条 従業者は、指定通所リハビリの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(管理者等の責務)

第51条 事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師又は介護士のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理及び感染対策)

第52条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業所は、感染症の発生及びまん延等を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等を実施するよう努める。

(地域等の連携)

第53条 指定通所リハビリ事業の運営に当たっては、施設入所者及び地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(ハラスメント対策の強化)

第54条 事業者は、指定通所リハビリの提供を確保する観点から、ハラスメント防止の対策を行う。

(事業継続に向けた取り組みの強化)

第55条 事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する通所リハビリが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行う。

(高齢者虐待防止の推進)

第56条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、担当者の配置を行う。

(会議や多職種連携における ICT（情報通信技術）の活用)

第57条 各種会議（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等の活用を進める。なお、利用者又は家族が参加する場合にはテレビ電話等の活用について同意を得る。

(データベースの活用)

第58条 介護保険等関連情報に関するデータベース等を活用し、介護サービスの質の向上を図る取り組みを推進する。

(その他)

第59条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパスにおいて協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は令和4年 8月1日より、施行する。